9. 税金の控除等

●所得税の障害者控除

納税者本人、同一生計配偶者(注) または扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、所得控除を受けることができます。なお、障害者控除は、扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(注) 同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。) のうち、合計所得金額が48万円以下である方をいいます。

【対 象】

障害者控除の対象となるのは、次に掲げるような心身に障害のある方です。

- 1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方(特別障害者となります。)
- 2 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、 知的障害者と判定された方(重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者となります。)
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級は特別障害者となります。)
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級は、特別障害者となります。)
- 5 満 65 歳以上の方で、墨田区福祉事務所長より「障害者控除対象者認定書」を交付された 方。(障害者手帳の交付を受けていない方でも、寝たきりや認知症等により日常生活に支障 があり、障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして福祉事務所長が認定をした場合)
- 6 戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害の程度が、恩給法に定める特別項症から第3 項症までの方は特別障害者となります。)
- 7 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者となります。)
- 8 いつも就床していて、複雑な介護を必要とする方(特別障害者となります。)

【控除額】

区分	控除額		
障害者	27 万円		
特別障害者	40 万円		
同居特別障害者(※)	75 万円		

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

勤務先の給与担当課

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171 向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に 基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●住民税の障害者控除

本人または同一生計配偶者または扶養親族が障害者に該当する場合には、申告により翌年度の住民税について障害者控除が受けられます。

【対 象】

上記「所得税の障害者控除」と同じ

【控除額】

区分	控除額	
障害者	26 万円	
特別障害者	30 万円	
同居特別障害者(※)	53 万円	

(※) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135~9

●住民税の非課税

年間の合計所得金額が 135 万円以下の障害者または特別障害者の方は、翌年度の住民税が課税されません。

【対 象】

「住民税の障害者控除」(67ページ)と同じ

【問合せ先】

税務課 課税係 電話 03-5608-6135~9

●自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環 境性能割)の減免

心身に障害のある方またはその生計を同じくする方が自動車(単身で生活する障害のある方が所有する自動車を、障害のある方を常時介護する方が運転する場合を含む)を所有し、もっぱら障害のある方のために使用する場合減免されます。自動車税(種別割)は4万5千円まで、自動車税(環境性能割)は課税標準額で300万円まで減免されます(自動車は、個人名義の自家用ナンバーに限ります)。

また、自動車の車椅子の昇降装置や固定装置などを取り付けた場合、減免されます(自動車税(種別割)については、構造上障害のある方以外の方が利用することがないと認められる自動車に限ります)。

【減免が受けられる手帳及び障害の程度について】

- ① 身体障害者手帳…障害等級については、下記の表をご覧ください。
- ② 愛の手帳…総合判定が 1~3 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級(自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります)
- ④ 戦傷病者手帳…該当する障害の程度については、自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)については都税総合事務センターに、軽自動車税(種別割)については税務課税務係にお問い合わせください。

【障害の種類】

障害の区分	等 級	障害の区分	等 級		
視覚障害	1~3 級 4 級の 1	体 幹 機 能 障 害	1~3•5級		
聴り覚いではいます。	2•3級	乳幼児期以前の非進 上肢機能障害 行性の脳病変による	1•2級		
		運動機能障害 移動機能障害	1~6級		
平衡機能障害	3•5級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう または直腸、小腸機能障害	1•3•4級		
音声・言語機能障害 (咽頭摘出に係るものに限る)	3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~3 級		
上肢機能障害	1•2級	下 肢 機 能 障 害	1~6級		
肝臓機能障害	1~4 級				

【自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の申請期限及び場所】

◆すでに自動車を所有している場合

都税総合事務センターまたは墨田都税事務所へ申請してください。

◆新たに自動車を購入し、自動車税(種別割・環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)が 課税された場合

登録(取得)の日から1か月以内に自動車税事務所、都税総合事務センターまたは墨田都税事務所へ申請してください。

- ※納期限後は、翌年度分の受付となります。
- ※4月1日から5月末までは、手帳交付申請中の場合でも、減免申請をすることができますのでご相談ください。
- ※すでに減免車を所有されている場合で納税通知書が届いた場合には、減免の継続はされていません。減免要件に該当し、減免を希望される方は、納期限までに改めて減免申請をしてください。
- ※この減免につきましては、軽自動車、二輪車等を含む全ての自動車のうち、障害のある方一人 に対して、一台に限られています。

【所在地・問合せ先】

- <都税総合事務センター>
- 練馬区豊玉北 6-13-10 電話 03-3525-4066
- <墨田都税事務所>
- 墨田区業平 1-7-4 電話 03-3625-5061(代表) FAX 03-3625-5253

【軽自動車税(種別割)の申請期限及び場所】

- ◆納期限までに、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類と免許証(写)を添付し、 区役所税務課税務係へ申請してください。
- ◆前年減免されていても、継続はされませんのでご注意ください。
- ◆自動車税とは異なることもありますので、詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】

- <自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)>
- 東京都自動車税コールセンター 電話 03-3525-4066
- ・自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス) 電話 03-5946-6728
- 〈軽自動車税(種別割)>

税務課 税務係 電話 03-5608-6134

●個人事業税の軽減

障害のある方または障害のある扶養親族等を有する方は、個人事業税が減免される場合があります。(毎年、納期限内に申請が必要です)

【対 象】

合計所得金額が370万円以下であること

※合計所得金額とは、青色申告特別控除適用前の事業所得・不動産所得の他に給与所得、雑所得、 分離所得等の各種所得金を合算したもの

【減免税額】

障害のある方一人につき 5,000円

ただし、障害のうち精神または身体に重度の障害がある特別障害のある方については、一人につき 10.000 円になります

【問合せ先】

台東都税事務所 個人事業税班 電話 03-3841-1683

●相続税の軽減

相続人が85歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300

※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に 基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●贈与税の非課税

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託 会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- 1 特別障害者
- 2 障害者のうち精神に障害がある方

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231

- ●聴覚障害者等案内専用ファクシミリ 東京国税局 FAX 03-3294-4300
- ※聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。このファクシミリを利用して、法令に 基づく各種申告書、申請書、届出書等は提出できませんのでご注意ください。

●利子等の非課税

障害のある方等は、少額預金、少額公債の各元金350万円までの利子が非課税扱いになります。 ※対象等詳細については、問合せ先へ確認してください。

【問合せ先】

南部にお住まいの方

本所税務署 墨田区業平 1-7-2 電話 03-3623-5171

北部にお住まいの方

向島税務署 墨田区東向島 2-7-14 電話 03-3614-5231